

平成23年(ワ)第245号 嘉手納基地爆音差止等請求事件

原告 新川秀清ほか2万2047名

被告 国

担当裁判官 藤倉徹也(裁判長), 草野克也, 工藤明日香

判 決 要 旨

第1 事案の概要

1 本件は、本件飛行場¹の周辺に居住し、若しくは居住していた者又はその相続人である原告らが、本件飛行場において離着陸するアメリカ合衆国の航空機の発する騒音により健康被害を受けていると主張して、日米安保条約及び日米地位協定に基づいてアメリカ合衆国に本件飛行場を提供している被告に対し、以下の請求をする事案である。

(1) 人格権、環境権又は平和的生存権に基づき、① 毎日午後7時から翌日午前7時までの間において、主位的には、本件飛行場における航空機の離発着禁止を、予備的には、原告らの居住地域に本件飛行場の使用によって生じる40dBを超える騒音到達禁止を求めるとともに、② 毎日午前7時から午後7時までの間において本件飛行場の使用によって生じる65dBを超える騒音到達禁止を求める差止請求

(2) 主位的に国賠法2条1項に基づき、予備的に民特法2条に基づき、始期を、第二次嘉手納基地爆音訴訟に参加した原告らについては平成20年10月1日、第二次嘉手納基地爆音訴訟に参加していない原告らについては平成20年5月1日とし、終期を口頭弁論終結の日である平成28年8月25日とする期間²について暦上の月ごとに1か月当たり5万7500円の割合による損害賠償金及びこれに対する翌月1日から各支払済みまでの民法所定の年5

¹ 略語は、判決文と同じものを用いる。

² ただし、これは原則的な請求期間を記載したものであって、訴訟係属中の死亡などの理由により、請求期間は原告によって異なり得る。

分の割合による遅延損害金の支払並びに口頭弁論終結の日である平成28年8月25日の翌日から上記(1)で差止めを求める行為がなくなるまでの間の暦上の月ごとに1か月5万7500円の割合による将来の損害賠償金及びこれに対する翌月1日から各支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める請求

2 本件の主要な争点は以下のとおり。

(1) 差止請求に関する主要な争点

ア 本件差止請求の根拠

イ 被告の本件差止請求の相手方としての適格の有無

(2) 損害賠償請求に関する主要な争点

ア 主位的請求について

本件飛行場が国賠法2条1項所定の「公の営造物」に該当するかどうか

イ 予備的請求について

(ア) 外国人の原告らについて相互保証の有無

(イ) 原告らの損害が受忍限度を超えるかどうか

(ウ) 危険への接近法理の適用の可否

(エ) 損害賠償額

(オ) 将来の損害賠償請求の可否

第2 判決主文の内容

判決主文は別紙のとおりであり、その主たる内容は、以下の1～4に記載のとおりである。

- 1 民特法2条に基づく平成28年8月25日（口頭弁論終結の日）までに生じた過去分の損害の賠償請求（上記第1の1(2)の予備的請求）の一部を認容。

請求認容額（元本部分）の合計額は、約301億9862万円であり、請求を一部認容された原告は、2万2005名である。

原告らが請求期間中に本件コンター上W75以上の地域に居住していた期間に応じて請求を認容した。1か月当たりの認容額は、以下の計算式に従って算出される。

ただし、フィリピン国籍を有する原告ら5名については、国賠法6条所定の相互保証を欠くものとして、その請求を棄却する。

【計算式】

①基本となる慰謝料額×②住宅防音工事による減額割合+③弁護士費用

① 基本となる慰謝料額（月額）は、W95の地域については3万5000円、W90の地域については2万5000円、W85の地域については1万9000円、W80の地域については1万3000円、W75の地域については7000円。

② 住宅防音工事の施工室数に応じた減額率は、室数に応じて10%から30%。

③ 弁護士費用は、①及び②の過程で算出された慰謝料額の10%。

2 平成28年8月26日（口頭弁論終結の日の翌日）以降に生ずべき将来分の損害の賠償請求に係る訴えを却下。

3 本件訴えの提起日（平成23年4月28日）より前に死亡し、相続人を本件訴訟に関与させる手続が執られていない原告ら30名の訴えを却下。

4 原告らのその余の請求を棄却。

第3 判断理由の要旨

【提訴前に死亡した原告らの訴えに関する判断】

本件訴えの提起日（平成23年4月28日）より前に死亡した原告らのうち30名については、表示の訂正などの方法によってその相続人を本件訴訟手続に関与させるための手続は何ら執られていない。そのためこれらの原告らを原告とする訴えは、訴え提起時に存在しない者を当事者とする訴えといわざるを得ないから、不適法な訴えとして却下する。

【差止請求に関する判断】

1 差止請求の根拠

原告らが主張する人格権は、本件差止請求の根拠となり得るのに対し、原告らが主張する平和的生存権及び環境権については、その内容として主張する権利ないし利益の実質や保障態様が人格権と異なるものでなく、かつ、平和的生存権及び環境権に関する議論状況もいまだ成熟していないことからすると、憲法13条等を根拠として平和的生存権及び環境権を認める必要性も許容性も認められず、平和的生存権又は環境権を本件差止請求の根拠とすることはできない。

2 被告の差止請求の相手方としての適格性

人格権侵害の差止めは、当該侵害行為を支配内に収め、これを除去、是正することができる者を相手方とすべきである。そして、人格権に対して直接侵害行為を行っている者は、侵害行為を止めることによって侵害状態を除去、是正できるから、上記差止請求の相手方となるが、直接には侵害行為を行っていない者であっても、人格権の侵害状態を除去、是正し得る立場にある場合には、当該侵害行為を支配内に収めているものといえるから、上記差止請求の相手方となる。他方、そのような立場にない者は、当該侵害行為を支配内に収めていないとはいえないから、上記差止請求の相手方とならない。

原告らが主張する人格権侵害行為は、本件飛行場において航空機を運航させ、騒音を生じさせる行為であるところ、このような直接の侵害行為を行っているのは、被告ではなく、アメリカ合衆国であると認められる。したがって、被告が直接の侵害行為者であるとして上記差止請求の相手方とすることはできない。

また、本件で被告がアメリカ合衆国による人格権の侵害状態を除去、是正し得る立場にあると認めるためには、原告らが人格権侵害行為と主張する本件飛行場における合衆国軍隊の航空機の運航等を規制し、制限することのできる

立場に被告があることを要するというべきであるが、日米安保条約及び日米地位協定によれば、本件飛行場の管理運営の権限は、全てアメリカ合衆国に委ねられており、被告は、本件飛行場における合衆国軍隊の航空機の運航等を規制し、制限することのできる立場にはないと評価せざるを得ない。よって、本件差止請求は、被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

【損害賠償請求に関する判断】

1 国賠法2条1項に基づく主位的請求について

本件飛行場は、被告が設置又は管理しているということとはできず、国賠法2条1項の「公の営造物」に該当しない。よって、その余について判断するまでもなく、原告らの主位的請求は理由がなく、これを棄却すべきである。

2 民特法2条に基づく予備的請求について

本件飛行場は、民特法2条にいう「合衆国軍隊の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件」に該当するから、設置又は管理の瑕疵により原告らに損害が生じている場合には、被告は、その損害を賠償する責任を負う。

3 設置又は管理の瑕疵の意義と受忍限度の判断基準

本件飛行場における航空機騒音によって、原告らに社会生活上受忍すべき限度を超える損害が生じている場合には、本件飛行場の設置又は管理によって、違法な権利侵害ないし法益侵害が生じているものとして、その瑕疵を認めるべきである。

原告らに受忍限度を超える損害が生じているかどうかを判断するに当たっては、①侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、②侵害行為の持つ公共性又は公益上の必要性の内容と程度等、③侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情を総合的に考察してこれを決すべきである。

4 相互保証について

米国人，中国人，韓国人，朝鮮人及びペルー人の原告らについては，国賠法 6 条の相互保証があると認められるが，フィリピン人の原告ら 5 名については，相互保証があると認めるに足る証拠がない。よって，これら 5 名の原告らの損害賠償請求は棄却する。

5 受忍限度の判断

(1) 侵害行為の態様と侵害の程度，被侵害利益の性質と内容

ア 原告らの騒音曝露の状況

原告らの現在の騒音曝露状況は，沖縄県等騒音測定，読谷村騒音測定及び被告騒音測定によって把握することができるところ，航空機騒音のピークレベルは，平成 20 年度以降，本件コンター上 W 80 以上の地域に所在する測定点ではいずれにおいても 100 dB (A) を超え，120 dB (A) に近いレベルに達することもあること，また，W 75 以上 80 未満の地域に所在する測定点でも，90 dB (A) 後半以上の数値が測定されていることが認められ，本件コンター上の W 値 75 以上の地域に居住する原告らはかなり激しい航空機騒音に曝されているといえることができる。

イ 原告らに生じている被害の内容

このような騒音に曝露されることによって，少なくとも W 75 以上の地域に居住する原告らには，会話，電話聴取やテレビ・ラジオの視聴，勉強，読書等，休息や家族団らん等の日常生活の様々な面での妨害，不快感や不安感等の心理的負担又は精神的苦痛，睡眠妨害，さらには，高血圧症発生の健康上の悪影響のリスク増大も生じており，これらがいずれも W 値の上昇に伴って増加していることを認定することができる。これらの被害は，日常生活に不可欠な諸活動を阻害するものといえ，健康上の悪影響のリスクも増すことも踏まえれば，法律上保護に値する利益を侵害するものといえる。

また，航空機騒音は，騒音の高感受性群に属する子どもにより大きな影

響を及ぼしている可能性があること、戦争経験を有する住民らにとっては、戦争時の記憶、不安をよみがえらせ、より大きな不安を与えるであろうことも認めることができる。

他方、航空機騒音によって、聴力損失の危険、虚血性心疾患のリスクの上昇、低出生体重児の増加、幼児問題行動の多発、学童の長期記憶力の低下などが生じているとの事実を認めるに足る証拠はない。

ウ 行政上の基準等との関連

(ア) 生活環境整備法との関連

本件飛行場周辺においては、生活環境整備法上の第一種区域を画する基準としてW75が用いられているから、本件コンター上W75以上の地域に居住している場合、生活環境整備法及びその関連法令上は、航空機騒音による損害の程度が著しく、住宅防音工事によって障害の防止又は軽減を図る必要があると判断されていると解釈することができる。このような特別の被害防止・軽減策が必要とされているということも、原告らの被害が受忍限度を超えるかどうかの判断に当たって考慮すべき事情の一つに当たる。

(イ) 航空機騒音環境基準との関連

次に、沖縄県等騒音測定の12の測定点のうち、平成20年度以降、当該地域に適用される航空機騒音環境基準の指針値を超えたW値が観測されたことがある測定点は、美原、昆布、上勢、北美、知花、屋良A及び砂辺の7地点に及んでいる。また、被告騒音測定の11の測定点のうち、平成20年度以降、W値の月間パワー平均値の最大値が当該地域に適用される航空機騒音環境基準の指針値を超えたことがある測定点は、山内、石川山城、嘉手納、昆布、石川東恩納、砂辺及び倉敷の7地点に及んでいる。このような事実を照らすと、本件飛行場周辺のかなり広汎な地域において、航空機騒音環境基準は達成されていないと評価すべき

である。

環境基本法の文言及び仕組みに照らすと、環境基準は、行政上目指すべき政策目標として位置付けられており、金銭賠償の可否を画する受忍限度として定められたとはみることができない。他方で、航空機騒音環境基準の指針値を超えることによって、一定の生活妨害等の被害が生じるものといえる。そして、行政上の政策目標とはいえ、法律上これを確保すべき努力義務が課されているにもかかわらず、これを達成できずに、原告らを含む住民に被害を生じさせていることは、原告らの被害が受忍限度を超えているかどうかを判断するに当たり考慮を要する事情に当たる。

(ウ) 航空機騒音対策緊急指針との関連

また、航空機騒音に関しては、航空機騒音環境基準が定められる前に、東京国際空港及び大阪国際空港の周辺地域における航空機騒音の被害が看過し難い状況にあることから、緊急に対策を講じるべく、航空機騒音対策緊急指針が勧告されたところ、この指針値を定めるに当たっては、国内外の複数の空港周辺地域のうち、NNI 55の騒音が観測された地域では各種の被害の発生率が極めて高率であったとの調査結果が参照され、NNI 55以上の地域は緊急に障害防止対策を講ずる必要があると判断され、NNI 55に相当するW 85が指針値に採用されたことが認められる。したがって、環境庁方式のW値が85を超える場合には、特に航空機騒音による被害が著しく、緊急に対応する必要があることが行政上認識されていたといえることができる。

本件コンター上W 95以上の地域に所在する沖縄県等騒音測定の新垣の測定点では、平成20年度から平成26年度の間に、このような指針値と同程度又はこれを超える騒音が観測されている。また、同様に、本件コンター上W 95以上の地域に所在する被告騒音測定の新垣市倉敷の

測定点においても、平成20年度から平成24年度の間、W値の月間パワー平均値の最高値がW85を大きく超えている。他方、沖縄県等騒音測定及び被告騒音測定のその余の本件コンター上W95未満の地域では、W85を超える数値は観測されていない。これらの事実を照らすと、本件コンター上W95以上の地域に居住する原告らは、日常的に、航空機騒音対策緊急指針が指針値とする環境庁方式のW値85以上の航空機騒音に曝露されていたと推認すべきである。そして、航空機騒音対策緊急指針が勧告された昭和46年の時点で既に緊急の対策の必要があると認識されていたにもかかわらず、約45年が経過した現在においても、このような騒音曝露状態に置かれているという事実は、当該地域に居住する原告らの被害が受忍限度を超えるかどうか判断するに当たって、重要な事実と位置付けられるべきである。

(2) 侵害行為の持つ公共性又は公益上の必要性の内容と程度等

本件飛行場は、日米の同盟関係に基づく抑止力を担保するため、日米安保条約や日米地位協定等に基づき、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する目的でアメリカ合衆国に使用を許されている。したがって、本件飛行場における合衆国軍隊の活動は、日本の防衛政策及び外交政策上重要な地位を占め、日本国民全体の利益に寄与するものと位置付けることができるから、その公共性又は公益上の必要性を認めることができる。

しかし、このような利益は、国民全体が等しく享受するものである一方で、本件飛行場における合衆国軍隊の活動は、その周辺住民という一部少数者に各種の軽視することのできない被害を及ぼしている。そうすると、国民全体が利益を受け一方で、原告らを含む一部少数者に特別の犠牲が強いられているといわざるを得ず、ここには、看過することのできない不公平が存する。このような不公平は、本件飛行場における合衆国軍隊の活動に公共性又は公

益上の必要性が認められるとしても、正当化することはできない。

- (3) 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等

ア(ア) 被告は，沖縄県の施政権が被告に返還されて以降，本件飛行場周辺において，合衆国軍隊の航空機の運航等から発生する騒音によって住民に生じる被害を軽減するために様々な施策を講じている。特に，住宅防音工事については，住民の生活の本拠に到達する騒音を軽減させる直接的な対策であるし，20 dB (A) から30 dB (A) 程度のかなり高い防音効果が認められ，被害を軽減する効果を有するといえることができる。しかし，他方で，住宅防音工事による原告らの被害の軽減効果には様々な限界がある。

- (イ) そのほか，被告は，騒音の発生源である航空機の運航等に対する音源対策として，被告とアメリカ合衆国との間で合意された航空機騒音規制措置など，SACO最終報告に盛り込まれた措置やその余の運航対策について指摘している。

しかし，例えば，22時から6時までの夜間の飛行を制限する部分については，沖縄県等騒音測定において，同時間帯にも，測定点の場所によっては，1日平均で100回を超える航空機騒音が観測されていることから明らかなとおり，十分に履行されているとはいえず，本件飛行場周辺地域の騒音曝露状況に照らすと，航空機騒音規制措置の少なからぬ部分が十分に履行されていないものと思われる。そして，被告がアメリカ合衆国に航空機騒音規制措置の履行を求める措置を具体的に採った事実を認めるに足りる証拠はない。

また，その他の運航対策についても，一定の早期離陸が制限されるなどの効果を上げたものが見られるものの，抜本的に原告らの騒音曝露状況が改善したとは認められない。

(ウ) 以上からすると、被告が現在行っている周辺対策については、原告らの被害を防止する効果が限定的であるから、これらの措置が講じられていることをもって、原告らにその被害を受忍すべきということは妥当でない。

イ 以上に加え、昭和40年代半ばには既に本件飛行場周辺で航空機騒音による影響が社会的に問題となっていたにもかかわらず、今日に至るまで、アメリカ合衆国又は被告によって抜本的な被害防止策が採られずに、原告らを含む本件飛行場の周辺住民が航空機騒音による被害に曝されていることは、原告らの被害が受忍限度を超えているかどうかを判断するに当たって考慮されねばならない。

特に、第一次嘉手納基地爆音訴訟において、本件飛行場における航空機の運航等から生じる騒音によって周辺住民らに受忍限度を超える違法な被害が生じていることを認定し、被告に損害賠償を命じた判決が確定した平成10年からは既に18年以上、第二次嘉手納基地爆音訴訟の同様の判決が確定した平成23年1月からは既に4年以上が経過しているものの、アメリカ合衆国又は被告による被害防止対策に特段の変化は見られないことからすれば、周辺住民に生じている違法な被害が漫然と放置されていると評価されてもやむを得ず、この点も原告らの被害の違法性を検討するに当たり、考慮される必要がある。

(4) 結論

以上を総合すると、W75以上の地域に居住する原告らの損害は、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害と結論すべきである。

(5) 座喜味以北の原告らについて

第二次嘉手納基地爆音訴訟において損害賠償請求が認められなかった読谷村座喜味以北の地域に居住する原告らについて検討する。

本件コンター上W75以上の地域については、会話、電話聴取やテレビ・ラジオの視聴、勉強、読書等、休息や家族団らん等の日常生活の様々な面での妨害、不快感や不安感等の心理的負担又は精神的苦痛、睡眠妨害、さらには、高血圧症発生の健康上の悪影響のリスク増大といった被害が生じていることが認められるところ、この本件コンター上W75以上の地域には、座喜味以北の地域も含まれる。

また、被告騒音測定、沖縄県等騒音測定及び読谷村騒音測定の結果を比較すると、座喜味以北の地域について、本件コンター上W75のその余の地域に比して低い騒音曝露状況にあるとは認められず、むしろ、騒音曝露状況に大きな差はないと認めるのが相当である。

以上からすれば、被害状況及び騒音曝露状況のいずれからしても、座喜味以北の地域をその余の本件コンター上W75以上80未満の地域と区別する理由はないというべきであるから、座喜味以北の地域に居住する原告らについても、受忍限度を超える被害が生じていると認めるのが相当である。

(6) W75未満の区域に居住する原告らについて

原告らは、本件コンター外に居住する原告らについても、W75以上の区域に居住する原告らと騒音曝露の状況は変わらず、その余の原告らと同様に受忍限度を超える違法な損害を受けていると主張している。

しかし、W75未満の地域に居住する原告らについては、W75以上の地域に居住する原告らについて認定することができる被害を認定することができないか、認定できる被害についてもその程度はW75以上の地域に居住する場合に比べて小さいといわざるを得ない。

また、W75未満の区域に居住する原告らについては、原告らの総体的被害を認定するために必要な原告ら各自の日常的な騒音曝露量を認定するに足りる証拠がない。

以上から、W75未満の地域に居住する原告らがその余の原告らと同程度

の受忍限度を超える損害を受けていると認めるに足りる主張及び証拠はないと結論すべきである。

6 危険への接近法理

被告は、昭和47年5月15日（沖縄県の施政権返還の日）を第一基準日とし、また、平成17年2月17日（第二次嘉手納基地爆音訴訟の第一審判決の日）を第二基準日として、これらの基準日以降に本件指定区域内に転居した原告ら等については、転居の事実から被害の容認が推定され、当該転居が選択の余地のないものであったか否か等の事情が明らかにされない限りは、危険への接近法理を適用すべきであると主張する。

しかし、航空機騒音による被害の発生を認識していたことから、直ちに被害の容認の事実を推定すべきとの被告の主張を採用することはできず、被告において、危険への接近法理の適用を主張する原告ら各自につき、航空機騒音による被害を容認していたと認めるに足りる事実を主張、立証すべきである。ところが、被告の主張、立証上、このような事実を認めるに足りる主張及び証拠はないから、危険への接近法理を本件に適用することはできない。

7 損害賠償額

(1) 慰謝料額

本件飛行場の航空機の騒音及び低周波音に曝露されることによって生じる被害は、本件コンター上のW値が大きくなるにつれて、増加していくと認められるから、原告ら各自の本件コンター上のW値を基準として慰謝料額を算定することが相当である。

そして、本件に現れた一切の事情を考慮し、W95以上の区域に居住する原告らについては1か月3万5000円、W90以上の区域に居住する原告らについては1か月2万5000円、W85以上の区域に居住する原告らについては1か月1万9000円、W80以上の区域に居住する原告らについては1か月1万3000円、W75以上の区域に居住する原告らについては

1 か月 7 0 0 0 円を基本となる慰謝料額と認めることが相当である。

(2) 住宅防音工事による慰謝料額の減額

住宅防音工事は一定の防音効果を有し、原告らの被害を軽減する効果があると考えられることからすれば、自宅に住宅防音工事の助成を受けた原告らについては、慰謝料額の減額を認めることが相当である。

住宅防音工事による慰謝料額の減額は、防音工事を施工した室数が1室のみである場合には10%、同室数が2室以上ある場合にはこの10%に加え2室目以降の1室ごとに更に5%ずつ（ただし、住宅防音工事の限界を踏まえ、5室以上の場合には一律合計30%までとする。）を、基本となる慰謝料額から減額して、原告ら各自の1か月当たりの慰謝料額とすることが相当である。

(3) 弁護士費用の額

上記(1)及び(2)によって算出される1か月ごとの慰謝料額の10%に相当する額をもって、賠償の対象となる弁護士費用とすべきである。

8 将来の損害賠償請求の可否

継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権については、たとえ同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であっても、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点において初めてこれを認定することができ、かつ、その場合における権利の成立要件の具備については債権者においてこれを立証すべく、事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生としてとらえてその負担を債務者に課するのは不当であると考えられるようなものは、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものと解するのが相当である。そして、飛行場等において離着陸する航空機の発する騒音等により周辺住民らが精神的又は身体的被害等を被っていることを理由とする損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日

の翌日以降の分については請求者においてその立証の責任を負うべき性質のものであって、このような請求権が将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないと解すべきである。

したがって、原告らの損害賠償請求権のうち当審口頭弁論終結の日の翌日（平成28年8月26日）以降に生ずべき損害の賠償を求める分に係る訴えは不適法として却下されなければならない。

以上

(別紙)

判 決 主 文

- 1 被告は、別紙「居住移転経過一覧表」の「認容原告」欄に「○」の記載のある原告らに対し、同別紙の同原告らに各対応する「始期」欄記載の日から「終期」欄記載の日までの間、暦上の月ごとに、1か月当たり各対応する「単位損害賠償額」欄記載の額の割合による金員及びこれらに対する当該月の翌月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告ら（ただし、別紙「死亡原告ら」の「氏名」欄記載の者及びその承継人を除く。）の平成28年8月26日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る訴えを却下する。
- 3 別紙「提訴前死亡原告ら」記載の原告らの訴えを却下する。
- 4 原告らのその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、全事件を通じ、これを5分し、その4を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項に限り、被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。

ただし、被告が別紙「居住移転経過一覧表」の「認容原告」欄に「○」の記載のある原告らに対し、同別紙の同原告らに各対応する「担保額」欄記載の各金員の担保を供するときは、その執行を免れることができる。

※ ただし、判決主文で引用する別紙は省略する。